5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　上記３⑴①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
⑸　本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。（詳細は入札説明書による。）
⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　手続における交渉の有無　無
⒀　対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⒁　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HATTA Kazushi, Executive Director, Financial and General Affairs, Hiroshima University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for New Construction of the SKCM² Building, Higashi-Hiroshima Campus Hiroshima University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 12 March 2024
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 25 April 2024
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Group, Department of Facilities, Financial and General Affairs Office, Hiroshima University, 1―2―2 Kagamiyama Higashi-Hiroshima City, Japan 739―8512 TEL 082―424―6107

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
なお、本業務に係る契約額の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和６年度本予算が成立し、国立大学法人施設整備費補助金の交付決定を受けて行うことを条件とするものです。
令和６年２月21日
国立大学法人筑波大学
契約担当役　財務担当副学長　氷見谷直紀
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08
○第１号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　筑波大学デジタル・ヒューマンイノベーション研究棟新営その他設計業務
⑶　業務内容　本学デジタル・ヒューマンイノベーション研究棟（仮称）（鉄筋コンクリート造、地上４階建、延べ床面積4,830㎡、敷地面積818,626㎡）の新営に係る建築及び電気・機械設備の基本・実施設計業務である。
⑷　履行期限　令和７年２月28日（金）まで。
⑸　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本指針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
⑹　本業務においては、資料の提出等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得て紙方式に代えることができる。
2　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　技術提案書の提出者に要求される資格　次に掲げる条件を全て満たしていること。
①　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号）（以下「財務規程」という。）第46条及び第47条の規定に該当しない者であること。
②　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格について、令和５・６年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　経営状況が健全であること。
⑤　不正又は不誠実な行為がないこと。
⑥　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑦　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑧　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、文部科学省又は国立大学法人筑波大学から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑩　平成20年度以降に、設計業務の完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上２階建以上かつ延べ面積2,000㎡以上の非住宅の建物の新営（増改築を含む。）に係る実施設計業務の実績を有すること。
⑪　一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。